

令和 2 年 7 月 14 日

財務省

国有財産法第 18 条第 6 項に基づく国有財産の使用許可の
家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて
(ガイドライン)

1. 財務省は、国有財産法第 18 条第 6 項に基づく国有財産の使用許可に係る取扱いの基準を所管する行政機関である。
2. 1) 自ら土地又は建物を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであって、その土地又は建物の使用及び収益を継続的に行うことを目的とした国有財産法第 18 条第 6 項に基づく国有財産の使用許可は、以下の全ての要件を含むため令和 2 年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当すると考えられる。
 - ① 国は、申請者に対し、国が利用権限を有する土地又は建物について、使用及び収益する許可を与えていること。
 - ② 申請者は、国に対し、土地又は建物の使用及び収益の対価として、使用料（金銭）を支払う債務を負っていること。
 - ③ 申請者は、国に対し、使用許可の期間満了時に土地及び建物を返還する義務を負っていること。
2. 2) 上記 2. 1) の使用許可に基づき支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規程第 5 条の定める「賃料等」に相当する金額は、以下の金額とする。
 - ① 国有財産使用許可書に記載された「使用料」の月額相当分の額
 - ② 国有財産使用許可書に記載された「分担金又は共益費等」(※)
※ただし、金額が明記されているものに限る。
3. 申請者は、以下の要件を満たす場合には、上記 2. 1) の使用許可であると判断し、別紙宣誓書を添付の上、上記 2. 2) の金額を給付申請することができる。
 - ① 添付書類として提出される書面に、以下の文言を含み、当該行政財産を所管する国有財産部局長の印が付されていること
【書面名称：使用許可書】
【法律名称：国有財産法】
 - ② 使用料の支払いを証する書面が添付されていること（領収証、通帳の写し等）

以上